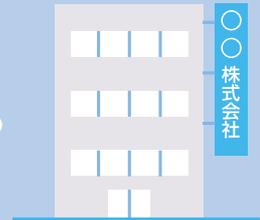




CASE  
**14**

**会社の設立が  
容易になりました。**  
(最低資本金規制の緩和)



**規制改革前**

会社を設立するには、株式会社の場合は1,000万円、有限会社の場合  
は300万円以上の資本金が必要でした。

**規制改革後**

2003年2月の法改正で、現在別の会社を経営していないなどの一定  
の条件下で、資本金が1円でも会社を設立することが可能になりました。

**規制改革の効果**

今まで手元資金がなくて会社を設立したくてもなかなか踏み切れな  
かった人などが、簡単に会社を設立できるようになりました。この特例を  
活用して設立された企業は、2年間で2万社を超えています。

※これまで「新事業創出促進法」に基づく制度でしたが、法律改正に伴って、2005年4月13日以降は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく制度になりました。

「最低資本金特例」を活用して設立された会社の件数

(2005年6月10日現在) 経済産業省調べ

